

件 名

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

子育て休暇の取得事由を拡大するため、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行の規則の内容

学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるもの

2 改正の内容

小学校修了前の子（小学校修了後かつ義務教育終了前の子で、特別支援学校及び特別支援学級に在籍する者を含む。）が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があること又は災害その他急迫の事情があることにより臨時に休業となり、その子の世話をを行う必要がある場合に、子育て休暇を取得することができることとする。

3 施行期日
令和6年4月1日

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

➤ 子育て休暇とは

- ・ 対 象 義務教育終了前の子を養育する職員
- ・ 取得日数 年7日（対象となる子が2人以上の場合は10日）

➤ 取得事由

- ・ 子の看護を行う場合
- ・ 子に後遺障害の機能回復訓練を受けさせる際の介助を行う場合
- ・ 子に健康診査、健康診断又は予防接種を受けさせる際の付添いを行う場合
- ・ 子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合
- ・ 地震、水害、火災その他その子の安全を確保する緊急の必要により、その子が在籍する学校等から保護者へその子の引渡しが要請されている場合

追加

- ・ 小学校修了前の子（小学校修了後かつ義務教育終了前の子で、特別支援学校及び特別支援学級に在籍する者を含む。）が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があること又は災害その他急迫の事情があることにより臨時に休業となり、その子の世話をを行う必要がある場合

- （例）
- ・ 子の在籍する小学校が新型コロナウイルスまん延防止のため臨時休業となった場合
 - ・ 中学生の子の在籍する特別支援学級がインフルエンザまん延防止のため学級閉鎖となった場合

改正案	現 行
<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第一条～第十一条 (略) (特別休暇) 第十二条 (略) 一～五 (略) 六 義務教育終了前の子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する学校職員が、次に掲げる場合において、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において七日(その養育する義務教育終了前の子が二人以上の場合にあっては、十日)の範囲内の期間 イ その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。次号において同じ。)を行う場合 ロ その子に後遺障害の機能回復訓練を受けさせる際の介助を行う場合 ハ その子に健康診査、健康診断又は予防接種を受けさせる際の付添いを行う場合 ニ その子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合 ホ <u>その子(満十二歳に達する日後の最初の四月一日以後の子にあっては、特別支援学校等に在籍する者に限る。)</u>が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があること又は災害その他急迫の事情があることにより臨時に休業となり、その子の世話を<u>行う必要がある場合</u> へ 地震、水害、火災その他その子の安全を確保する緊急の必要により、その子が在籍する学校等から保護者へその子の引渡しが要請されている場合 七～二十五 (略) 2・3 (略) 第十三条～第二十四条 (略)</p>	<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第一条～第十一条 (略) (特別休暇) 第十二条 (略) 一～五 (略) 六 義務教育終了前の子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する学校職員が、次に掲げる場合において、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において七日(その養育する義務教育終了前の子が二人以上の場合にあっては、十日)の範囲内の期間 イ その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。次号において同じ。)を行う場合 ロ その子に後遺障害の機能回復訓練を受けさせる際の介助を行う場合 ハ その子に健康診査、健康診断又は予防接種を受けさせる際の付添いを行う場合 ニ その子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合 <u>(新設)</u> ホ 地震、水害、火災その他その子の安全を確保する緊急の必要により、その子が在籍する学校等から保護者へその子の引渡しが要請されている場合 七～二十五 (略) 2・3 (略) 第十三条～第二十四条 (略)</p>

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ その子（満十二歳に達する日後の最初の四月一日以後の子にあつては、特別支援学校等に在籍する者に限る。）が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があること又は災害その他急迫の事情があることにより臨時に休業となり、その子の世話をを行う必要がある場合

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。